

タイ王国 Kingdom of Thailand

作成日：2020年9月28日

■ 廃棄物関連政策

➢ 廃プラと電子廃棄物

タイで現在、2つのごみ問題が注目されている。1つはビニール袋などのプラスチックごみ、もう1つは昨今輸入が急増している電子廃棄物だ。主要貿易港であるレムチャバン港において、日本から違法に輸入されようとしたパチンコ台のスクラップを積んだコンテナ貨物が見つかるなど、電子廃棄物の輸入は2018年に入って急増している。背景にあるのは、中国政府による電子廃棄物などの輸入禁止措置だ。従来、日本や欧州などから電子廃棄物が中国に輸出されていた。しかし、中国での輸入禁止措置の導入により、一部の中国人業者が拠点をタイに移したことが要因だといわれている。

他方、タイ国内でもごみ問題に対する意識が少しずつ高まりをみせており、タイ国内の20以上の企業や政府機関によって、プラスチックごみを2027年までに半減させる覚書が結ばれた。また、保健省医療局は、国立病院において医薬品を入れるビニール袋の配布を取りやめることを公表した。電子廃棄物については、工業省が2018年5月末から全国148カ所に及ぶ電子廃棄物処理場の一斉検査を実施しており、警察と連携の上、違法に電子廃棄物を扱う業者の摘発に乗り出している。

(出典：2018年06月 JETRO ビジネス短信「タイで対応迫られるプラスチックごみと電子廃棄物」)

➢ 固形廃棄物

✓ 固形廃棄物関連法令

- 工場法 B.E. 2535 (1992年) / The Factories Act B.E. 2535 (1992)
- 公共衛生法 Act B.E. 2535 (1992年) / The Public Health Act B.E. 2535 (1992)
- 有害物質法 B.E. 2535 (1992年) / The Hazardous Substances Act B.E. 2535 (1992)
- 公共清掃法 B.E. 2535 (1992年) / The Public Cleansing Act B.E. 2535 (1992)
- 国家環境質向上政策・計画 (1997~2016) (Enhancement and Conservation of National Environmental Quality Policy and Plan, B.E.2540-2559)
- 国家統合廃棄物管理計画 / Integrated Waste Management Plan

出典：Pollution Control Department, Ministry of Natural Resource and Environment

http://www.pcd.go.th/info_serv/en_reg_relatedlaw.html

Royal Thai Government

<http://www.thaigov.go.th/index.php/th/issues/item/94315-94315.html>

➢ 国家環境質向上政策・計画 (1997~2016) における目標と指針目標と指標

国家環境質向上政策・計画は、タイの環境保全及び推進の指針・枠組みを示すものとされ、国家環境委員会 (NEB) により内閣に提案され、1996年11月に承認されている。その中で、廃棄物に関する目標と指針は表1、表2の通りである。

表 1 国家環境質向上政策・計画における一般廃棄物に関する目標と指針

目標	指針
1. 一般廃棄物の発生量を 1.0kg/person/day 以下とする。	1. 収集・運搬・処理・処分を含む効率的な一般廃棄物管理体制の確立
2. バンコクと全国の市における一般廃棄物発生量のリサイクル率を 15%以上	2. 廃棄物発生率を管理し、リサイクルと再利用の促進
3. 市における一般廃棄物を全て管理する。市外での未処理廃棄物を 10%以下に	3. 一般廃棄物処理のインフラ建設・運営の民間活力の促進
4. 各県で衛生的な一般廃棄物管理のマスタープランの策定を確実にし、適切な処理を有する	4. 一般廃棄物監視に民間や市民の参加を促す

出典：日本貿易振興機構アジア経済研究所『アジア各国における産業廃棄物・リサイクル政策情報提供事業報告書』経済産業省委託、2007 年

表 2 国家環境質向上政策・計画における有害廃棄物に関する目標と指針

目標	指針
1. 環境や人々の健康への影響をなくすように工業及び社会におけるあらゆる発生源からの有害廃棄物による汚染を減らし管理する	1. 輸入・輸出・輸送・分別・収集・処理・処分を含む効率的な有害廃棄物管理システムの導入
2. 工業及び社会からの有害廃棄物の収集・処分の割合をそれぞれ 95%・90%を下回らない	2. 工業部門、運輸部門、保管における有害廃棄物の重大事故を防止する非常時システムの確立
3. 全ての病院は感染性廃棄物の適切な管理システムを有する	3. 感染性廃棄物管理についての民活の導入促進支援

出典：日本貿易振興機構アジア経済研究所『アジア各国における産業廃棄物・リサイクル政策情報提供事業報告書』経済産業省委託、2007 年

➤ 国家統合廃棄物管理計画 / Integrated Waste Management Plan

2003 年 1 月 21 日の閣議の決定にもとづき、国家統合廃棄物管理計画案が公害管理局（Pollution Control Department：以下、PCD）によって作成された。最終ドラフト版はホームページ（以下、HP）で公表され、政府および民間の関連機関により予備承認を受けて、PCD は現在、正式な国家のマスタープランにするため、国家環境委員会および内閣に提出する準備を進めているが、2006 年初頭からの政局の不安定化、クーデタにより、承認の目処は立っていない。計画では、目標達成のために社会、経済、法規そして助成の 4 つの分野で、一般廃棄物の排出源から最終処分まで廃棄物サイクル全体に対応した対策を表 3 のように講じている。

表3 国家統合廃棄物管理計画の概要

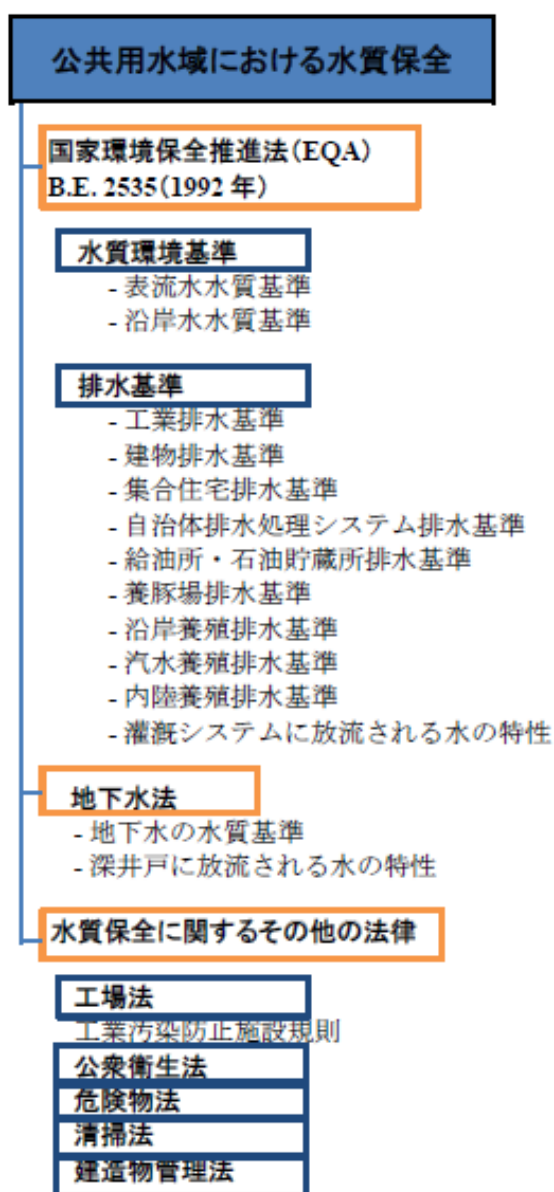
	問題点	対策
社会	商品の供給業者による過剰包装	商品の供給業者に包装材料の減量化促進
	商品の流通サイクルに静脈サイクルがない	商品供給業者に対して、商品供給～容器回収システムの構築促進
	消費者の大量消費、大量廃棄の習慣	消費者の大量消費、過剰包装をなくす（減らす）ことに対する認識の向上
	廃棄物の分別に対する正しい意識の欠如	地域住民及び、リサイクル業者の廃棄物の分別に対する適切な知識・理解の向上
	自治体の廃棄物再利用に対する対応及び、深刻さの欠如	廃棄物の再利用に関連する自治体、民間および市民の協力体制確立に対する支援
	廃棄物処理施設の用地取得に対する住民の協力の欠如	廃棄物処理用地取得の初期段階から地域住民の参加促進
経済	クリーンテクノロジーの欠如による生産過程における過剰な廃棄物の排出	生産過程における廃棄物排出を少なくするクリーンテクノロジーの導入促進
	非効率な廃棄物回収および輸送システムによる回収残しの発生	廃棄物排出源への分別システム導入と共に、自治体の廃棄物回収及び輸送施設への予算分配
	廃棄物処理及び廃棄施設建設に対する自治体の予算不足	自治体への廃棄物処理施設建設に対する適切な予算配分
	過剰な包装材料の使用及び、廃棄の困難な包装材料の使用	過剰包装及び廃棄の困難な包装に対する増税
法規	製品供給～包装回収システムの欠如	製品供給および包装回収システム創設のための法律の制定・施行
	廃棄物処理施設運営に対する規制の欠如	廃棄物処理施設運営のルールの特示
	住民および廃棄物回収システムにおける分別の欠如。排出源における分別システムの欠如。不適切（十分でない）な廃棄物回収コスト	排出源対策 ・住民：分別の促進 ・自治体：分別回収システム構築促進 料金設定の見直し ・分別回収に見合った回収手数料の設定
助成	包装材の過剰使用および廃棄の困難な材料の使用	廃棄の困難な材料に代わる製品の調査および開発の支援
	近隣（住民）問題により、廃棄物処理施設の用地取得が困難	自治体に対し、廃棄物処理施設に適切な用地取得の促進
	廃棄物処理施設運営に対する経験の欠如	現地の状況に適した技術を導入し、現地スタッフの知識強化による経験強化

出典：日本貿易振興機構アジア経済研究所『アジア各国における産業廃棄物・リサイクル政策情報提供事業報告書』経済産業省委託、2007年

■ 排水

タイで最も主要な環境課題となっているのは水質汚濁である。環境行政の上での水質汚濁対策の優先度が高い。人口が集中するバンコク首都圏地域を中心に、生活排水や工場排水を原因とする河川の水質汚濁が深刻化している。チャオプラヤ川（メナム川）をはじめ、ターチン、メクロン、バンパコンなどの主要河川では DO（溶存酸素）、BOD（生物化学的酸素要求量）、大腸菌群数など 20 項目に及ぶ指標について表流水の環境基準が定められ、モニタリングが実施されている。一方、長年にわたって流れ込んだ重金属による汚染も無視できず、チャオプラヤ川河口では基準値を大きく超える水銀も測定されており、川底に堆積した重金属による生態系への影響も懸念されている。バンコク都内からチャオプラヤ川に流入する有機汚濁物質については、BOD 換算でその 75%が住居や商業施設、残りの 25%が工場排水という試算が出されている。水質汚濁の最大原因は未処理で排出される生活排水であるが、工場排水については、地場資本がほとんどを占める製糖、紙パルプ・製紙、ゴム、皮革産業などがその大きな要因となっている。

➤ 水質管理に関する法令図



➤ **水質モニタリング**

政府は、国家環境保全推進法に基づき放流水域の水質に関するモニタリングを行って水質維持に努めている。620 か所の一般モニタリング地点と 39 か所の自動モニタリングサンプルは雨季と乾季で 3～4 階採取される。サンプルの採取と分析は、国が定める水及び排水検査の標準方式（1998 年）に従って行われる（Yolthantham 2011）。政府が実施する水質環境モニタリングの結果は、とりまとめ後出版物やオンラインを通じて一般に公表される。

➤ **タイにおける水環境管理政策**

2010～2014年における水質汚濁防止のための環境政策が、2009年10月30日に国家環境委員会（NEB）により承認された。この政策の概要は以下の通りである。	
政策： 1) グリース・トラップの導入及び現場対応により、生活排水からのBOD負荷を軽減。 2) 自治体の既存の排水処理施設を改修。 3) 水質汚濁が危機的状況にある場所に、排水処理施設を建設。 4) 首都圏水道公社と排水処理公社を統合。 5) 汚染者負担の原則（PPP）の適用：汚染水の排出者に対し、水質汚濁管理費用の負担を義務化。 6) 水質汚濁問題への共同投資や解決に対する民間セクター及び市民の参加を促進・支援。	優先実施地域の決定： 河川流域の優先度及び自治体の重要度を踏まえ、排水管理地域を分類する。これを基に、以下の4つのフェーズから成る実施計画を策定している（優先度の高い順）。 フェーズ1：2010～2011年 フェーズ2：2012～2016年 フェーズ3：2017～2031年 フェーズ4：2032～2041年

出典：アジア水環境パートナーシップ [WEPA] アジア水環境管理アウトルック 2015 年

http://www.wepa-db.net/pdf/2015outlook/WEPA_Outlook2015_japanese.pdf